

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
 全労協・郵政産業労働者
 ユニオン長崎中郵支部
 機関紙「みらい」
 NO. 3888
 '18年9月11日(火)
 Fax 095-828-1953

同一労働同一賃金 外国人労働者とは

おはようございます。

同一労働同一賃金で、政府（厚労省）が八月三〇日に出したガイドラインは、正社員の待遇を上げて実現は「望ましくない」となっています。当然です。

八月三十一日の朝日新聞によれば、「正社員の待遇引下げで格差是正をめくっては、日

本郵政グループが一部正社員の住居手当を廃止することを決めた。同グループは労使で合意した上だったが、こうしたプロセス抜きに、正社員の待遇引下げが広がる懸念が出ており、くぎを刺す狙いだ」と書いています。

政府から「間違い」と指摘され、マスコミからも批判される郵政労使の「同一労働同一賃金」は、郵政のブラック企業性を明らかにするだけでなく、これと協調主義をとる多数派労組の反労働者性を示すものです。



私たちは三月に郵政と多数派労組で合意された一般職員の住居手当などの削減を撤回し、真の同一労働同一賃金を実現するよう求めます。

そもそもなぜ同一労働同一賃金なのか。

二〇一六年末に政府から出された「同一労働同一賃金ガイドライン案」では、「いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである」とされています。



では法律ではどうか。パートタイム労働法の第八条「短時間労働者の待遇の原則」で、事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇と、通常の労働者の待遇とで、不合理は認められない」となっていました。

しかし、非正規雇用時代で格差は是正されず、二〇一二年の民主党政権時代に、労働契約法の改正という形で厳格化され、二〇条で「有期と無期雇用労働者間の不合理な格差禁止」ができたのです。

そこで郵政ユニオンは、二〇一四年五月に東日本裁判をそして六月に西日本裁判を提訴しました。それぞれ、東京地裁と大阪地裁では、一部の手当、休暇の格差を不合理と認定し、是正を命じました。

しかし郵政はこの判決を不服として、高裁へ上告し、現在それぞれは審理中ですが、東日本裁判は九月に結審し、

判決が間近です。一刻も早い勝利をめざします。

これがいままでの同一労働同一賃金の経過ですが、六月に安倍内閣の働き方改革関連法の成立で、この労働法二〇条は二年後にパート法へ移行となりました。早い話が労働法による不合理な格差是正裁判ができなくなりそうです。

いつまでもなく、賃金をはじめとする処遇は労使間の団体交渉で決まるのが原則です。国などが決める最低水準は、労働基準法などがありますが、あまり厳格に守られている状況ではありません。本来は違法な処遇をする企業主は刑事罰が適用されるのが筋ですが、労働基準局が具体的に対応するには困難な情勢です。



ここまでは、企業内の正規と非正規の格差「同一労働同一賃金」が課題でした。しかし来年からは、これが動きまわります。安倍内閣、国は来年から外国人労働者の受け入れを決めました。理由は人手不足からです。

二〇一七年現在の在留外国人は二百五十六万人とされています。

います。日本は移民を認めていませんが、外国人を五年間限定での労働力として、二百万人を、実質移民として受け入れます。そのために具体的には、来年4月から「入国在留管理庁」を設置します。



そこで、ここまでは日本人の正社員と日本人の非正規労働者の格差の二段階が争点でした。しかし今後は、この二百万人の外国人労働者との格差が新たに生まれ、格差は三段階の階層となります。

また、滞在期限の五年間に日本人と結婚する人たちも出てきます。退職や出国（帰国）を求めない人も出てきます。当然、たかひや争議も出てきます。

また日本人労働者が外国人労働者と賃金引き下げ競争に巻き込まれるでしょう。あるいは外国人に職を奪われることも出てくるでしょう。

国は移民とは呼びませんが、実質移民の出稼ぎ外国人労働者への不満が国民の中から出てきます。日本の労働運動がかつて体験したことがない、外国人労働者との摩擦や対立が始まります。

欧米で起きている外国人労働者の入国規制や追い出しが日本でも起こります。私たちの職場にも外国人が入ってくるかもしれない。あらたなトラブルも起こる可能性があります。当然、外国人差別が起こり、対立も激化します。いまからこうした情勢に対応できるように、学習や研修が私たちに必要です。

職場の変化は急激で、確実です。これと対応できる労働運動も変化が必要です。正社員として、非正規差別をなくしつつ、今度は外国人差別解消をたたかう人とならなくてはなりません。また自らも差別される非正規労働者としてありながら、新たな外国人との差別を真剣に考えることが必要となります。



なぜなら、外国人とも同一労働同一賃金原則は存在しません。今は否定されても、長い目で見れば、いずれ社会や職場の共通認識となるのですから。これが法の下の平等原則なのです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めぞせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞー！